

健康保険 出産手当金支給申請書

◎◎ 記入箇所を訂正する場合は、記入者が訂正押印が必要で、修正テープ等不可。
 ◎ 記入箇所を訂正する場合は、申請期間（申請期間）が経過した後に申請してください。

㉞ 被保険者証の記号・番号	㉟ 事業所名		
-			
㉡ 被保険者の氏名と印	(フリガナ) ㉢	㉣ 被保険者の生年月日	昭和 年 月 日 平成
㉤ 被保険者の住所	(フリガナ) 〒 -		
		固定電話 () 携帯電話 ()	
㉦ 出産予定年月日	平成 年 月 日	㉧ 出産年月日	平成 年 月 日
㉨ 出産のため休んだ期間 (申請期間)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで (日間)		
㉩ 出生児の数	単胎 ・ 多胎 (児)	㉪ 生産または死産の別	生産 (妊娠 週) 死産 (妊娠 週 + 日)
㉫ 受取方法	【在籍中の方】 会社へ委任してください。	この給付金の受領を在籍している事業所に委任します。 被保険者氏名 ㉬	
	【退職後の方】	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 普通・当座
	振込先を記入してください。 (任継者は登録口座へ振込のため記入不要)	口座 番号	(フリガナ) 口座名義

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

備考欄	
-----	--

医師または助産師が意見を記入するところ	① 出産者氏名			
	出産予定年月日	平成 年 月 日	③ 出産年月日	平成 年 月 日
	④ 出生児の数	単胎・多胎 (児)	⑤ 生産または死産の別	生産 (妊娠 週)
	⑥ 正常分娩 ・ 異常分娩			死産 (妊娠 週 + 日)
	上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日			
医療機関の所在地 名称 医師・助産師の氏名印 電話 ()				

◎◎ 労務に服さなかつた期間は、事業主の計算期間の訂正押印が必要であり、賃金支払状況等および賃金支払状況等を記入してください。	① 労務に服さなかつた期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	② ①の期間の出勤日数と有給日数	出勤日数 日間 有給日数 日間	
	③ 給与の種類	月給・日給 時間給・その他 ()	④ 給与締切日と給与支給日	固定給 日締、当月・翌月 日支払 非固定給 日締、当月・翌月 日支払	
	⑤ 欠勤控除の有無	あり・なし	⑥ ⑤「あり」の場合、精算方法	当月給与・翌月給与・その他 ()	
	⑦ ⑤「あり」の場合、欠勤控除の算出方法				
	⑧ 通勤手当の支給の有無	あり・なし			
	⑨ ⑧「あり」の場合、期間、金額、精算の有無	月 日 ~ 月 日分	円	精算する・精算しない	
		月 日 ~ 月 日分	円	精算する・精算しない	
	⑩ 現物給与の有無	あり・なし	⑪ ⑩「あり」の場合、現物給与の名称、金額	円	
				円	
				円	
	⑫ ①の期間を含む給与締切日に支払われた報酬について 【月給者・日給月給者・日給者】→ 固定給・日給以外の報酬を記入してください。【時給者】→ 時間内・時間外手当以外の報酬を記入してください。				
	報酬の名称	期間	月 日 ~ 月 日分	月 日 ~ 月 日分	月 日 ~ 月 日分
支給額		支給額			
上記のとおり相違ないことを証明します。平成 年 月 日				担当者氏名	
事業所の所在地 名称 事業主の氏名印				電話 ()	

【事業主の添付書類】

労務に服さなかつた期間を含む賃金計算期間とその期間前1ヵ月分の「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを添付してください。

出産手当金の支給要件等

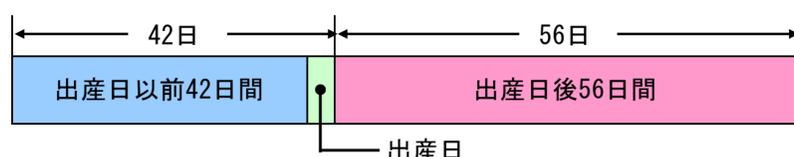
被保険者が出産のため仕事を休み、給与を受けられない場合は、出産手当金が支給されます。なお、被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日(退職日等)に出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態であれば、被保険者期間中に引き続いて支給を受けることができます。

■ 支給期間と支給額

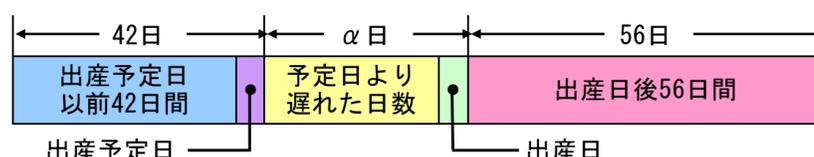
1. 支給期間

出産手当金は出産の日(出産が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。なお、出産日は出産の日以前の期間に含まれます。また、出産が出産予定日より遅れた場合は、その期間を含めて支給されます。

< 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合 >



< 出産予定日より遅く出産した場合 >



2. 支給額

1日あたりの支給額は、支給開始日以前の継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額を30で割った日額の3分の2に相当する額(1円未満四捨五入)です。給与の支払いがあって、その給与が出産手当金の額より少ない場合は、出産手当金と給与の差額が支給されます。被保険者期間が12ヶ月に満たない場合は、次のいずれか低い額の3分の2相当額で計算します。

- ・ 支給開始日の属する月以前の被保険者期間の標準報酬月額の日額
- ・ 支給開始日の属する年度の前年度の三井健保全被保険者の平均標準報酬月額の日額

● 傷病手当金を同時に受けられるとき

出産手当金と傷病手当金を同時に受けられる場合は、出産手当金の支給が優先され傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。